

○ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十四年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

改正後	現行
<p>（本人確認の対象から除かれる取引）</p> <p>第二条 令第三条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 令第三条第一項第五号又は第六号に規定する契約（以下「保険等契約」という。）のうち、次に掲げるものの締結及び契約者の変更</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 満期保険金等の定めがある保険等契約のうち、当該保険等契約に基づき払い込まれる保険料（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十三条第一項第四号（同令第百六十条において準用する場合を含む。）に規定する既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を含む。）又は共済掛金（既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を含む。）の総額の百分の八十に相当する金額が年金、満期保険金、満期返戻金及び満期共済金の金額の合計を超えるもの（保険業法施行規則第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（同令第八</p>	<p>（本人確認の対象から除かれる取引）</p> <p>第二条 令第三条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 令第三条第一項第五号又は第六号に規定する契約（以下「保険等契約」という。）のうち、次に掲げるものの締結及び契約者の変更</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 満期保険金等の定めがある保険等契約のうち、当該保険等契約に基づき払い込まれる保険料（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十三条第一項第四号に規定する既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を含む。）又は共済掛金（既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を含む。）の総額の百分の八十に相当する金額が年金、満期保険金、満期返戻金及び満期共済金の金額の合計を超えるもの（保険業法施行規則第七十四条第一号に掲げる保険契約及び特別の勘定に属するものとして経理される財産の価額により共済</p>

十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）並びに同令第五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約並びに特別の勘定に属するものとして経理される財産の価額により共済金その他の給付金の金額が変動する共済に係る契約（令第三条第一項第六号に規定する共済に係る契約をいう。以下同じ。）その他これに準ずる共済に係る契約を除く。）

三〇九（略）

金その他の給付金の金額が変動する共済に係る契約（令第三条第一項第六号に規定する共済に係る契約をいう。以下同じ。）その他これに準ずる共済に係る契約を除く。）

三〇九（略）